

浦添市財務書類・固定資産台帳作成支援業務 公募型プロポーザル募集要領

令和7年5月
浦添市 財務部 財政課

浦添市財務書類・固定資産台帳作成支援業務公募型プロポーザル募集要領

1. 業務概要

(1) 目的

本業務の内容は、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日総務省自治財政局長通知)等を受け、総務省から示された統一的な基準による令和6～10年度決算にかかる全体会計及び連結会計の貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書(以下、「財務書類」という)の作成並びにその補助簿として必要な固定資産台帳の作成委託を行うことを目的としている。

また、本年度より公会計支援システムを新規導入し、現時点での最新の情報を反映、活用することとする。

(2) 業務名

「浦添市財務書類・固定資産台帳作成支援業務」

(3) 業務内容

資料1「浦添市財務書類・固定資産台帳作成支援業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(4) 履行期間

契約締結日～令和12年3月31日

(システム導入は契約締結日～令和8年3月31日まで)

2. 提案限度額

18,194,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※上記金額は、システム導入に関する費用を含む合計額である。

ただし、各年度において次の金額を超えないものとする。

令和7年度分 6,754,000円(システム導入に関する費用含む)

令和8年度～11年度分 2,860,000円(システム運用保守業務含む)(各年度)

3. 実施方式

公募型プロポーザル方式とする。

4. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者でなければならない。

なお参加資格基準日は参加申込書の提出日とするが、審査決定の日までの間に当該要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

- (1) 本件の仕様書に基づき、業務を実施できること。
- (2) 官公庁及び他自治体 において同様な事業の実績があること。
- (3) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (4) 参加申込書の提出期限の日及びプレゼンテーション審査日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡り小切手を出していないこと。
- (5) この募集要領の告示日から契約締結までの期間において、「浦添市物品、役務等に係る指名停止等の措置に関する規程」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（入札参加資格に関すること）の規定に該当しない。会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立てがなされた者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。また、役員が、同法第 2 第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと
- (9) 沖縄県内に本店又は支店、営業所、事務所等を有していること。またシステムの不具合やデータ修正・緊急時など、受付・対応ができる体制が整備されていること。

5. 質問受付け及び回答

質問書の提出は電子メールによるものとする。郵送・電話・ファクシミリは不可とする。

- ① 提出様式：質問書（様式 9）
- ② 提出先：浦添市 財政課
- ③ メールアドレス：zaisei@city.urasoe.lg.jp
- ④ 件名：【質問】浦添市財務書類・固定資産作成支援業務（提案者名）
- ⑤ 提出期限：令和 7 年 5 月 16 日（金）17 時 00 分まで
- ⑥ 回答方式：質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 23 日（金）17 時 00 分まで

に、市ホームページへ公表する。その際、質問者名は公表しない。

6. 提出書類及び提出期限

(1) 提出物

- ①参加申込書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③履歴事項全部証明書
- ④直近の決算書等（貸借対照表、損益計算書等）の コピー
- ⑤印鑑証明書
- ⑥市町村税の滞納のない証明書
- ⑦都道府県税納税証明書（法人県民税、法人事業税）
- ⑧国税納税証明書（納税証明書その3の3 法人税、消費税及び地方消費税の
未納がないことの証明）
- ⑨企画提案提出書（目次）（様式3）
- ⑩企画提案書（様式3の5番：任意様式）
- ⑪事業者概要書（様式4）
- ⑫業務実績調書（様式5）
- ⑬公会計システム導入自治体実績調書（様式5－2）
- ⑭見積書（様式6）
- ⑮業務担当者一覧（様式7）

※⑥、⑦は本社所在地に係るものに限る。なお、契約権限等を支店等に移転する場合は、本社及び支店等の両方を提出すること。（ただし、本社及び支店等が同一の市町村に位置している場合を除く。）5/14 追記

※⑥～⑧は3か月以内に発行されたものとし、コピーの提出も可とする。

(2) 企画提案書の作成方法

資料2「企画提案書等作成要領」による。

(3) 提出期限

令和7年5月30日（金）17時00分まで ※消印日ではなく必着とする。

※提案者が多数の場合は、まず「財務書類・固定資産台作成支援業務の実績」による審査を行い、プレゼンテーションを実施する参加者を上位3者に限定することがあります。

(4) 参加資格の審査結果通知

市において参加資格の審査を行い、結果をメール送信及び紙文書を通知いたします。送信日は令和7年6月3日（火）を予定しています。

(5) 提出方法

下記提出先へ持参若しくは郵送によること。

※郵送の場合は受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

また、持参の場合は、市役所の閉庁時間及び**正午から午後1時**を除くこと。

(6) 提出場所

〒901-2501

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市役所 財務部 財政課（市役所8階）

7. 審査方法

(1) 書類審査

①審査概要：資料3「審査要領」をご確認ください。

提出された企画提案書等の資料をもとに、本業務に係る選定委員会において審査を行う。

※提案者が多数の場合は、まず「財務書類・固定資産台作成支援業務の実績」による審査を行い、プレゼンテーションを実施する参加者を上位3者に限定することがあります。

(2) プレゼンテーション審査

①審査概要

企画提案のプレゼンテーションを実施する。

※提案者が1者の場合でも、評価点が満点の6割以上の場合は優先交渉権者とします。

※得点が最も高かった提案が複数あった場合には、見積額の低い提案者を上位とします。見積額も同額の場合は、出席委員の投票により決定するものとします。

②実施日

令和7年6月19日（木）予定

時間割は別途通知（1者あたりプレゼン20分質疑応答10分程度を想定）

③会場

浦添市役所

④注意事項

(ア) 出席者は、4人以内とする。なお説明については、企画提案書の詳細な内

容を把握し、わかりやすく説明できる者が実施すること。

(イ) 提出された企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこと。

(ウ) プレゼンテーション等に必要なものは提案者が準備すること。ただし、電源コード・スクリーン及び HDMI ケーブル、プロジェクターは本市で準備する。

(エ) 本市は、プレゼンテーションの内容を録音することができる。

(オ) プレゼンテーション会場への出入りは本市の指示に従うこと。

※リモートでの参加を希望する場合は、Wi-Fi や会議用パソコン等の通信環境を提案者が準備する場合は可とします。しかし上記プレゼンテーションの主となる担当者は来庁することとします。通信障害等当日の不具合については提案者の責任となります。

8. 審査内容及び配点

資料 4 「評価基準」による。

9. 審査結果の通知及び公表

提案の審査結果については、選定委員会における評価を経て、各提案者に文書により通知する。なお、結果については本市ホームページにも掲載する。

10. スケジュール

項 目	日 程
公告	令和 7 年 5 月 8 日 (木)
質疑受付け期限	令和 7 年 5 月 16 日 (金) 17 時 00 分
質疑への回答	令和 7 年 5 月 23 日 (金) まで随時
参加申込書・企画提案書等提出期限	令和 7 年 5 月 30 日 (金) 17 時 00 分
参加資格の審査結果通知	令和 7 年 6 月 3 日 (火) (予定)
プレゼンテーション審査	令和 7 年 6 月 19 日 (木) (予定)
審査結果通知	令和 7 年 6 月 25 日 (水) (予定)
契約締結	令和 7 年 6 月末 (予定)
業務開始	令和 7 年 7 月初旬 (予定)

11. 失格事由

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書等が、次の各号の一に該当する場合は、その提案者若しくは提案は失格とする。

- (1) 提案者が上記 4.参加資格に規定する参加資格を満たさないこととなった場合
- (2) 参加資格及び企画提案書等の内容に虚偽があると認められる場合
- (3) 本募集要領に規定する企画提案書等の提出期限、提出先、提出方法等に適合しない場合
- (4) 提案者がプレゼンテーション審査を欠席若しくは指定した時間に遅刻した場合
- (5) 提出された見積書の金額が上記 2.提案限度額に規定する提案限度額を超えている場合

12. 契約

浦添市は、審査の結果に基づき、優先交渉権者と必要に応じて仕様書等について調整を行うなどの協議を行い、協議が整い次第、契約を締結する。

ただし、優先交渉権者が上記 11.失格事由に規定する失格事由に該当すると判明した時、またはその他の理由により契約の締結が不可能となったときは、次点交渉権者と交渉するものとする。

13. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに関して、提案者側に生ずる費用はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。ただし、当該審査の目的でのみ使用することとし、提案者に無断で使用しない。
- (3) 提出後の提出書類の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。
- (4) 参加申込書を提出後に、自己の都合により参加を辞退する場合は、様式 8「辞退届」を提出すること。
- (5) 提出された企画提案書等は、浦添市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (6) 提案者が 1 者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

14. 提出・問い合わせ先

浦添市 財務部 財政課 担当：仲宗根
沖縄県浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号

TEL : 0 9 8 - 8 7 6 - 1 2 0 2

メールアドレス : zaisei@city.urasoe.lg.jp